

長崎県立大学自己点検・評価委員会規程

〔平成20年4月1日〕
規程第6号

改正 平成27年3月3日規程第13号
改正 平成28年3月1日規程第16号
改正 平成30年2月6日規程第11号
改正 令和元年12月24日規程第9号
改正 令和2年2月4日規程第4号
改正 令和5年2月21日規程第5号
改正 令和5年2月21日規程第10号

(設置)

第1条 長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第14条の規定に基づき、長崎県立大学に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正[平成27年規程第13号]

(所掌事項)

第2条 委員会は、長崎県立大学（以下「本学」という。）の教育水準の向上を図り、かつ、その目的及び社会的使命を達成するため、本学が自ら実施する教育研究活動、管理運営等に係る点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 自己点検・評価の方針決定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施要綱の策定に関すること。
- (3) 全学的事項の自己点検・評価の実施に関すること。
- (4) 各部局の自己点検・評価結果の全学的調整に関すること。
- (5) 自己点検・評価報告書の編集及び公表に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自己点検・評価に関すること。

(意見)

第3条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第13条第3項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第13条第4項に基づき意見を述べることができる。

追加[平成27年規程第13号]

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 専攻長
- (6) 附属図書館長
- (7) 各校附属図書館長
- (8) 学科長
- (9) 国際交流研究センター長

- (10) 地域連携センター長
- (11) 教育開発センター長
- (12) NAGASAKIセキュリティベース研究所長
- (13) 大学事務局長
- (14) シーボルト校事務局長
- (15) 学生支援部長
- (16) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

一部改正[平成30年規程第11号、令和元年規程第10号、令和2年規程第4号、令和5年規程第10号]

(委員の任期)

第5条 前条第16号に掲げる委員の任期は、2年とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代行する。

(実施要綱の策定)

第7条 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、次に掲げる項目を含む実施要綱を策定し、運営を管理する。

- (1) 自己点検・評価を行うべき事項
- (2) 自己点検・評価の実施時期
- (3) 自己点検・評価の方法
- (4) 自己点検・評価の結果報告
- (5) 自己点検・評価の活用方法

(議事)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要に応じ、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部局等委員会)

第10条 自己点検・評価を実施するに当たり、別表に掲げる部局等ごとに部局等自己点検・評価委員会（以下「部局等委員会」という。）を置く。

2 部局等委員会は、委員会が策定した実施要綱に従い、部局等ごとの自己点検・評価を行い、その結果を委員会委員長に報告する。

3 部局等委員会の委員の構成及びその選出方法については、別に定める。

4 部局等委員会の委員長は、当該部局等の委員の互選により定める。

5 前3項に定めるもののほか、部局等委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第13号]

(作業部会)

第11条 委員会に、その業務を円滑に行うため、作業部会を設けることができる。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第13号]

(報告)

第12条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

追加[平成27年規程第13号]

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、事務局企画広報課において処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第13号]

附 則

改正 平成28年3月1日規程第16号

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

2 学則の一部を改正する規則（平成27年3月24日規則第7号）による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第4号及び第7号の規定は適用しない。

附 則（平成27年3月3日規程第13号）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月1日規程第16号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月6日規程第11号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規程第10号）

この規則は、令和元年12月24日から施行する。

附 則（令和2年2月4日規程第4号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 長崎県立大学大学院学則の一部を改正する規則（平成31年規則第1号）による改正前の長崎県立大学大学院学則に規定する経済学研究科及び国際情報学研究科に係る第10条の規定の適用については、当該研究科が存続するまでの間、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月21日規程第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年2月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 長崎県立大学大学院学則の一部を改正する規則(令和3年規則第7号)による改正前の長崎県立大学大学院学則に規定する人間健康科学研究科に係る第10条の規定の適用については、当該研究科が存続するまでの間、なお従前の例による。

附 則(令和5年2月21日規程第10号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

一部改正[平成28年規程第16号、平成30年規程第11号、令和2年規程第4号、令和5年規程第5号、令和5年規程第10号]

部局等	<ul style="list-style-type: none">・経営学部・経営学科・国際経営学科・地域創造学部・公共政策学科・実践経済学科・国際社会学部・国際社会学科・情報システム学部・情報システム学科・情報セキュリティ学科・看護栄養学部・看護学科・栄養健康学科・地域創生研究科地域社会マネジメント専攻・地域創生研究科情報工学専攻・地域創生研究科人間健康科学専攻・地域創生研究科地域創生専攻・附属図書館・国際交流研究センター・地域連携センター・教育開発センター・NAGASAKIセキュリティベース研究所・事務局
-----	---